

天草漁村と桐子役

(熊本) 中村 正 六

この兩三年、少しずつ天草の調査を行っています。偶然の機会にかなりまとまって文書資料に出会い、専らその整理にかかわっています。

天草調査の目的は、元來、出稼出身地の村落構造の分析にあつたのですが、當つていろいろに、歴史的に遡及する必要を痛感し、又それが可能であるように思われて來まして、それにつれて問題領域も拡大するといつた風で、今では並行するいくつかの問題を同時に

つきとめていかなければおさまらないような段階になりました。その一つとして、漁業制度史がクローズアップされて來たのですが、天草では「桐子役」なるものの規定がかつて存在し、そのおかれた所が「桐子浦」として排他的に漁業を行い得た、いわばそうした封建的な保護漁業として特色づけられる、かなり確実な根拠があります。勿論、現在では、かつての桐子浦以外にも漁業を営む村がありますが、それらと、かつての桐子浦とは漁村構造および漁民的性格その他において著しい差異があるように思われます。こうした制度の発生原因はひとまずその名称にもあらわれてゐるよう、領主によって課せられた軍役その他のための水夫役を賦役として提供すべきことを定められた漁村であつて、その反対給付として漁村専従を公的に承認されたといえるかと思ひます。しかし次第に賦役としての水夫役の意義は薄れ、むしろ一種の漁業権としての性格を濃厚に帯びて参ります。この制度は明治初年の漁業法の改正によつて決定的な打撃を受け、現在では故老といへども、これを伝承してゐないようです。ところでこのようなプロセスを通して「天草における漁村の成立」といふような視点から、明治以前の天草漁業史を記述してみたいと思つてゐる次第です。まだ資料的に多少の不十分を感じますので、この休暇中、補足的な史料探訪を行ったのち、まとめて発表の機会を得たいと考へてゐます。羽原、山口西氏の御論考以外、最近の「地理学評論」で瀬戸内海の一部に、天草の場合と極めて類以の制度があつたことを知りましたが、当地ではなお文献的に非常に乏しい上、扱い慣れない問題ですので、かなり難行しています。もしお氣付きのことがありましたら御教示頂ければ幸甚です。